

意見提出者	財団法人日本データ通信協会タイムビジネス協議会 (JADAC TBF)
1. 項目	電磁的遺言書に対する法的規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>本人の意思を記録した遺言ビデオレター、電磁的な記録に関して、民法第七章 遺言の章で規定されている紙文書以外は認められていない。</p> <p>米国等ではインターネットを利用し、本人の存在確認を行い、死亡が確認された場合に電子メールを遺族に送付するサービスも行われているが、我が国では、類似のサービスはあるが法的根拠が無いことを明示してサービスしているのが実態。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>民法第七章 遺言</p> <p>第一節 総則 第九百六十七条 【普通方式の種類】 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。</p> <p>第二節 遺言の方式</p> <p>第九百六十七条 【普通方式の種類】 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならない。</p> <p>定義等の関連記述が以下条文に明示されているが、電磁的な記録に対しては全く規定が無い状況となっています。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電磁的な記録において、記録記載者の本人性及び当該記録の存在証明の検証を可能とした、電子署名及び第三者による時刻認証サービス（タイムスタンプ）の技術並びに、仕組みが確立されていることから、これらの技術・仕組みを活用することで電子情報の完全性を確保することで電磁的な遺言書に対する規制を緩和していただきたい。</p> <p>電子情報の完全性を担保する技術として、第三者による時刻認証の仕組みであるタイムスタンプ技術が確立されています。</p> <p>タイムスタンプは電子情報発生時に付与することで、その時点に電子データの存在していたこととその後改ざんされていないことが検証できる技術です。</p> <p>なお、タイムスタンプ技術は IS018014 で国際的に規定されており、JIS においても JISX5063 に規定されています。</p> <p>また平成 17 年 2 月から（財）日本データ通信協会において「タイムビジネス信頼・安心認定制度」が機能しておりますため、認定タイムスタンプの活用を推奨します。</p> <p>長期にわたって電子データの完全性を担保する技術として、電子署名とタイムスタンプを利用した方式で、JIS において、CMS 利用電子署名（CADES）の長期署名プロファイルと、XML 利用電子署名（XAdES）の長期署名プロファイルが、それぞれ JISX5092 および JISX5093 として規定されています。</p> <p>電磁的な記録を遺言書として含めることにより、利用者に簡便な方法を提供することが出来ることにより、電磁的遺言書の普及を図ることによって、</p>

	本人没後の親族間の紛争等を避けることが可能となると考えます。
--	--------------------------------